

第25回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和7年6月24日（火曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 56号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 3件 |
| 第 5 | 報告第 57号 農用地利用関係調整・あっせん申出の取り下げについて | 1件 |
| 第 6 | 報告第 58号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 3件 |
| 第 7 | 議案第127号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 3件 |
| 第 8 | 議案第128号 現況証明願について | 2件 |
| 第 9 | 議案第129号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第10 | 議案第130号 農用地の買入協議に係る要請について | 1件 |
| 第11 | 議案第131号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について | 22件 |

○出席委員（14名）

- | | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 平山 正志 君 | 2番 | 澁谷 洋 君 | 3番 | 大泉 義明 君 |
| 4番 | 小野寺典男 君 | 5番 | 佐藤 松喜 君 | 7番 | 森田 享子 君 |
| 8番 | 舟山 珠代 君 | 9番 | 津野 斉 君 | 10番 | 甲斐やす子 君 |
| 12番 | 山本 政弘 君 | 13番 | 熊谷 英二 君 | 14番 | 嶋中 勝 君 |
| 15番 | 遠藤 聡 君 | 16番 | 佐藤 徳市 君 | | |

○議事参与の制限を受けた委員（3名）

- 番 ●● ●● 君 ●番 ●● ●● 君 ●番 ●● ●● 君

○欠席委員（2名）

- 6番 渡邊 裕義 君 11番 笛木 眞一 君

○その他出席者

- | | | | |
|------|---------|-------|---------|
| 事務局長 | 村山 尚 君 | 事務局次長 | 小幡 裕也 君 |
| 振興係長 | 工藤 理恵 君 | 農地係長 | 青島 雅明 君 |
| 主任 | 湊谷 沙紀 君 | | |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第25回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

13番・熊谷君 14番・嶋中君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

第25回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第56号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容3件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第56号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するもの
であります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり3件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 57.0h a

指名年月日 令和7年5月7日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員。

なお、番号2につきましては、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が、番号1と同じで
ありますので、説明を省略させていただきます。

番号2

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 8.2h a

番号3

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 30.4h a

指名年月日 令和7年6月4日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、澁谷委員、大泉委員、甲斐委員、熊谷委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号3まで、内容3件について事務局の説明を終
わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第56号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎報告第57号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第57号、農用地利用関係調整・あっせん申出の取り下げについて、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第57号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出の取り下げについて、農用地利用関係調整・あっせん申出について別紙のとおり取り下げがあったので報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん申出取り下げ者、●●●●、●●●●さん。

申出面積、16.3h a

指名年月日、令和7年4月30日。

申出の種類、売買。

取り下げ申出年月日、令和7年6月5日。

取りやめ面積、16.3h a

取りやめの理由については、都合によりとなっております。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第57号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第58号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第58号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容3件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第58号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり3件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長 山本委員

あっせん委員 津野委員、熊谷委員、遠藤委員。

報告年月日 令和7年2月14日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字チャンベツ原野基線5-1

現況地目 畑

面積 17,012㎡外23筆、合計面積178,931.92㎡

価格 3,336,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります山本委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 12番・山本君。

○12番（山本政弘君） 12番、山本です。

報告第58号、番号1について報告いたします。

令和6年11月15日に津野委員、熊谷委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行い価格決定し、●●●●さんに価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和7年2月14日に、津野委員、熊谷委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長で上茶安別コミュニティハウスにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、12番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続きまして、番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 大泉委員

あっせん委員 渡邊委員、笛木委員、嶋中委員。

報告年月日 令和7年4月22日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字上多和原野東1線12-2

現況地目 採放地

面積 30,882㎡外22筆、合計面積315,407㎡

価格 7,451,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

続きまして

土地の所在 字上多和原野東1線12-7

現況地目 畑

面積 6,311㎡外2筆、合計面積34,901㎡

価格 1,738,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります大泉委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 3番・大泉君。

○3番（大泉義明君） 3番、大泉です。

報告第58号、番号2について報告いたします。

令和6年12月4日に平山委員、佐藤松喜委員、笛木委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行い価格決定し、●●●●さんに価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和7年4月22日に、渡邊委員、笛木委員、嶋中委員と私、事務局より小幡次長、青島係長で役場中会議室において第3回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、3番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

続きまして、番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

番号3

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字オソツベツ106-1

現況地目 畑

面積 44,201㎡外2筆、合計面積104,415㎡

価格 5,210,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

続きまして

土地の所在 字オソツベツ594-2

現況地目 畑

面積 26,238㎡外2筆、合計面積77,422㎡

価格 3,249,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

続きまして

土地の所在 字オソツベツ594-4

現況地目 畑

面積 15,509㎡外4筆、合計面積62,626㎡

価格 2,609,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

続きまして

土地の所在 字オソツベツ791-2

現況地目 畑

面積 19,000㎡外1筆、合計面積59,144㎡

価格 2,182,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

なお番号3につきましてはあっせん委員長であります澁谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君） 2番、澁谷です。

報告第58号、番号3について報告いたします。

令和7年6月9日に、大泉委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第58号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎議案第127号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第127号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を一括議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっております。

ますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第127号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-20。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、21,840㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和元年12月27日。

契約期間、令和元年12月27日から令和11年12月26日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年6月9日となっております。

なお、番号2から番号3については、賃借人、賃貸人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2

土地の表示、字上オソツベツ原野120-8。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、61,987㎡外4筆、合計面積207,008㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和3年7月31日。

契約期間、令和3年7月31日から令和13年12月31日まで。

番号3

土地の表示、字上オソツベツ原野120-110。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、41,176㎡外1筆、合計面積87,010㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和7年3月3日。

契約期間、令和7年3月3日から令和17年3月2日まで。

以上です。なお、番号1から番号3については熊谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第127号、番号1から番号3について説明させていただきます。

6月13日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

以上をもって、議案第127号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第128号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第128号、現況証明願について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第128号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1

土地の所在、字クチョロ原野北26線35-2

登記簿地目、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、山林

面積、34,975㎡外1筆、合計面積は45,969㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、澁谷委員、大泉委員、甲斐委員、熊谷委員

調査年月日、令和7年6月9日

なお、調査結果につきましては、熊谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君）13番、熊谷です。

議案第128号、番号1について報告いたします。

令和7年6月9日に澁谷委員、大泉委員、甲斐委員と私、事務局より小幡次長と現地調査をしてまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林、原野となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、

13番、熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明をさせます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号2

土地の所在、宇虹別原野63線141-1

登記簿地目、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、雑種地

面積、3,633㎡外2筆、合計面積8,749㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員

調査年月日、令和7年6月13日

なお、調査結果につきましては、佐藤松喜委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 5番・佐藤松喜君。

○5番（佐藤松喜君） 5番、佐藤です。

議案第128号、番号2について報告いたします。

令和7年6月13日に平山委員、大泉委員、笛木委員と私、事務局より小幡次長と現地調査をしてまいりました。

資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は、雑種地となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、

5番、佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第128号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第129号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第129号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第129号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件であります。

番号1

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野 1 2 線東 1 - 2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、11,291㎡外 6 筆、合計面積は56,411㎡

契約の種類、贈与。

権利移転設定の理由、譲渡人、老齢のため、無償譲渡したい、譲受人、上記理由により無償で譲り受けたい。

資金調達の方法及び価格、無償。

譲受人世帯員 2 名。

農地は56,105㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7 番・森田君。

○7 番（森田享子君） 7 番・森田です。

議案第 1 2 9 号、番号 1 について報告致します。

6 月 1 6 日に現地調査及び書類調査を行いました。

今回の申請は、●●●●さんから●●●●さんへ、高齢のため無償譲渡したいと、今回の申請となりました。

譲受人となる●●●●さんですが、調査の結果、農地法第 3 条の許可要件が確認できなかったため、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 7 番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

番号 1 については、農作業に常時従事要件を満たさないため、原案否決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案否決されました。

続きまして、番号 2 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号 2

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字栄 2 1 8 - 3。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、432,445㎡。

契約の種類、持分 8 分の 7 の売買となります。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方の希望による、譲受人、経営規模拡大のため
資金調達の方法及び価格、自己資金、2,162,225円。

譲受人世帯員 2 名。

農地は1,306,559㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7 番・森田君。

○7 番（森田享子君） 7 番・森田です。

議案第 1 2 9 号、番号 2 について報告致します。

6 月 1 6 日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●は相手方要望により農地を譲り渡し、●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を売買する●●●●さんについては、農地法第 3 条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 7 番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 1 2 9 号、番号 1 は原案否決、番号 2 は原案可決されました。

◎議案第 1 3 0 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 1 0。議案第 1 3 0 号、農用地の買入協議に係る要請について、内容 1 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第130号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第22条の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法同条同項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は別紙のとおり1件であります。

番号1

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和6年11月20日。

土地の所在、字上多和原野東1線12-2。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積30,882㎡外25筆、合計面積は350,308㎡。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は原案可決されました。

以上をもって、議案第130号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第131号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第131号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について内容22件を議題といたします。

なお、審議の都合上、番号5と番号6、番号11と番号12、番号19と番号20、番号21と番号22は、同様の案件のため、一括審議に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか？

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5と番号6、番号11と番号12、番号19と番号20、番号21と番号22の内容8件を一括議題と致します。

○会長（佐藤徳市君） お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

議案第131号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積等促進計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり22件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。番号2以下、説明する場合は、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の所在、字オソツベツ106-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、44,201㎡外2筆、合計面積は104,415㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和7年7月11日。

対価の支払い期限、令和7年9月29日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、5,210,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号4については、利用権設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ594-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、26,238㎡外2筆、合計面積は77,422㎡。

価格は、3,249,000円となっております。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ 5 9 4 - 4。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、15,509㎡外 4 筆、合計面積は62,626㎡。

価格は、2,609,000円となっております。

番号 4

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ 7 9 1 - 2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、19,000㎡外 1 筆、合計面積59,144㎡

価格は、2,182,000円となっております。

なお、番号 1 から番号 4 については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 から番号 4 まで内容 4 件については原案可決されました。

続いて番号 5 と番号 6 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 5

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野基線 5 - 1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積17,012㎡外 2 3 筆、合計面積178,931.92㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和 7 年 7 月 1 1 日。

対価の支払期限、令和 7 年 9 月 5 日

土地の引渡時期、対価の支払日

価格、3,336,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号6については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、対価の支払期限を説明し、他の項目については番号5と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

対価の支払期限、令和7年8月20日となっております。

なお、番号5から番号6については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号6まで内容2件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号7から番号10まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7から番号10まで内容4件を一括議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-110。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積41,176㎡外1筆、合計面積87,010㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年7月11日から令和17年7月10日。

金額、年間17,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号8から番号10については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、支払金額、支払方法を説明し、他の項目については番号7と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-110。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積41,176㎡外1筆、合計面積87,010㎡。

金額、年間17,000円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-8。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積61,987㎡外5筆、合計面積228,848㎡。

金額、年間45,769円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-8。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積61,987㎡外5筆、合計面積228,848㎡。

金額、年間45,769円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号7から番号10については熊谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第131号、番号7から番号10について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月13日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7から番号10まで内容4件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

続いて番号11と番号12を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号11

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字クチョロ原野74の内。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、11,132㎡外4筆、合計面積48,142㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年7月11日から令和17年7月10日。

土地の引渡時期、令和7年7月11日。

金額、年間67,398円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号12については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号11と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号12

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号11から番号12については澁谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君） 2番、澁谷です。

議案第131号、番号11から番号12について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11から番号12については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号13から番号18まで内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号13から番号18まで内容6件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 1 3

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野 1 6 0 - 1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積11,512㎡外 9 筆、合計面積209,827㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和 7 年 7 月 1 1 日から令和 1 7 年 7 月 1 0 日。

金額、年間521,509円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号 1 4 から番号 1 8 については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号 1 3 と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 1 4

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野 1 6 0 - 1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積11,512㎡外 9 筆、合計面積209,827㎡。

金額、年間521,509円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 1 5

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字片無去 2 1 - 6。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積10,534㎡外 5 筆、合計面積67,118㎡。

金額、年間198,282円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 1 6

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字片無去 2 1 - 6。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積10,534㎡外5筆、合計面積67,118㎡。

金額、年間198,282円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号17

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野327-1。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積28,519㎡外4筆、合計面積130,189㎡。

金額、年間344,592円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号18

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野327-1。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積28,519㎡外4筆、合計面積130,189㎡。

金額、年間344,592円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号13から番号18については山本委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 12番・山本君。

○12番（山本政弘君） 12番、山本です。

議案第126号、番号13から番号18について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました12番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

よって、番号13から番号18まで内容6件については原案可決されました。

続いて番号19と番号20を議題といたします。

なお、●番・●●君と●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君・●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号19

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野南6線160-5の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積1,806㎡外3筆、合計面積6,470㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年7月11日から令和17年7月10日。

金額、年間18,116円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号20については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号19と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号20

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号19から番号20については遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番、遠藤です。

議案第131号、番号19から番号20について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月14日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、番号19から番号20まで内容2件については原案可決されました。

（●●●●君・●●●●君復席）

続いて番号21と番号22を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号21

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ668-7。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積118,279㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和7年7月11日から令和17年7月10日。

金額、無償。

支払方法は、なしとなっております。

なお、番号22については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号21と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号22

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号21から番号22については澁谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君） 2番、澁谷です。

議案第131号、番号21から番号22について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、番号21から番号22まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第131号、内容22件については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第25回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第25回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前11時00分閉会）